

| | | |
|-----------|--|------------------------------|
| 事業者 | 福島県 | |
| 対象事業 | 名称 | 水産種苗研究・生産施設復旧事業 |
| | 種類 | 工場又は事業場の新設の事業 |
| | 規模 | 排出水量：24,350m ³ /日 |
| 設置場所 | 福島県相馬市光陽、相馬郡新地町駒ヶ嶺 地内 | |
| 適用除外条項 | 条例附則第6項第4号 | |
| 適用除外年月日 | 平成26年10月24日 | |
| 適用除外とする理由 | <p>(1) 福島県復興計画（第2次）に基づき、県が早急に行う事業であること。</p> <p>(2) 東日本大震災により甚大な被害を受けた、「水産種苗研究所」及び「栽培漁業センター」の復旧に係る事業であること。</p> <p>(3) 水産種苗研究・生産施設を復旧し、放流用水産種苗を安定的に供給することにより、県内における生産・供給体制を再構築し、東日本大震災からの復興を図るものであること。</p> | |
| 備考 | 当該事業については、今後、福島県環境影響評価実施要綱に基づく手続を行うこととなる。 | |